令和3年度

定期監查結果報告書

関 市 監 査 委 員

関市長 尾関 健治 様

関市監査委員 林 隆一

関市監査委員 村山 景一

令和3年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査の基準

この監査は、関市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査

- ・地方自治法第199条第4項に基づく、財務監査・工事技術監査
- ・地方自治法第199条第7項に基づく、財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 財務監査

各会計の令和3年7月及び令和3年10月公表分の随意契約における財務 に関する事務並びに事業の管理について監査を実施した。

(2) 財政援助団体等監査

令和3年度において、公の施設の管理を委託している指定管理者から抽出して、財政援助団体等監査を実施した。監査対象とした公の施設及び指定管理者は次のとおりである。

旭ヶ丘ふれあいセンター(市民協働課所管)指定管理者:あさひ夢のまち協議会

富岡ふれあいセンター(市民協働課所管)指定管理者:富岡ふれあいまちづくり委員会

道の駅むげ川(観光課所管)指定管理者:株式会社むげ川 武芸川スポーツ公園等(スポーツ推進課所管)指定管理者:武芸川まちづく り委員会

(3) 工事技術監査

令和3年度に施工している工事のうちから抽出して工事監査を実施した。 関市民球場改修(建築・電気設備・機械設備)工事(スポーツ推進課・管財 課所管)

4 監査の方針及び着眼点

本年度の監査は、次のような事項を主眼にして実施した。

(1) 財務監査

ア契約関係

・前例を踏襲し、同じ業者と安易に随意契約を行っていないか。

- ・業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、業務に精通していること等を もって契約相手を限定していないか。
- ・契約金額の算定において、適正な価格となっているか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・契約内容が適切に履行されているか。

イ 支出関係

- ・支出負担行為は適切な時期に起票されているか。
- 支払いの遅延はないか。

ウその他

・要領、マニュアル等の定めに沿った事務の運用が行われているか。

(2) 財政援助団体等監査

ア 所管課関係

- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

イ 指定管理者関係

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収 書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(3) 工事技術監査

市が行う工事について、計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的に行われているか。

5 監査の実施内容

- (1) 財務監査においては、実施対象部署から事前に提出された資料について、事務局職員による予備審査を実施し、監査委員による監査では課長等から事務事業の執行状況等について聴取し、質疑を行い、必要に応じ、現場監査を実施した。
- (2)財政援助団体等監査においては、所管課から事前に提出された資料について、 事務局職員による予備審査を実施し、監査委員による監査では関係職員から事 務事業の執行状況等について聴取し、質疑を行い、併せて現地にて指定管理者 への質疑及び関係書類を監査した。
- (3) 工事技術監査については、公益社団法人大阪技術振興協会に委託して実施した。

6 監査の実施期間

令和3年10月27日から令和3年11月26日まで

7 監査の実施場所及び日程

- (1) 財務監査(6日間)
- ア 書面監査(監査室)
 - 11月 9日 市民健康課、行政情報課、下水道課、水道課、議会事務局、契約檢查課、商工課、上之保事務所
 - 11月11日 武儀事務所、子ども家庭課、教育総務課(学校給食センター)、 板取事務所、農林課、観光課、建設総務課、関商工高等学校、 秘書課
 - 1 1 月 1 5 日 土木課、企画広報課、管財課、危機管理課、環境課、洞戸事務 所、都市計画課、市民協働課
 - 11月18日 スポーツ推進課、福祉政策課、高齢福祉課、文化課(文化財保護センター)、学校教育課、生涯学習課、税務課、武芸川事務所、市民課、保険年金課、会計課、財政課

イ 現場監査

- 11月19日 子ども家庭課(富岡保育園):物置購入、トレーニングパンツ購入の被服台帳整備状況
- 11月26日 市民協働課:大型プリンター購入(市民活動センター)、スポーツ推進課:スポーツ教室開催事業委託 シニア筋力アップ講座 (武道場)、ウォーキングコース表示板修繕(市役所周辺)、高齢福祉課:介護予防普及事業 ロコトレ教室(武芸川福祉センター)、学校教育課:タブレット端末活用授業等(南ヶ丘小学校)
- (2) 財政援助団体等監査(2日間)
- ア 書面監査(監査室)
 - 11月17日 旭ヶ丘ふれあいセンター、富岡ふれあいセンター、道の駅むげ 川、武芸川スポーツ公園等(武芸川スポーツ公園、武芸川西グ ラウンド、武芸川テニスコート、武芸川体育館)

イ 現場監査

- 11月19日 旭ヶ丘ふれあいセンター、富岡ふれあいセンター、道の駅むげ 川、武芸川スポーツ公園等(武芸川スポーツ公園、武芸川西グ ラウンド、武芸川テニスコート、武芸川体育館)
- (3) 工事技術監査(1日間)書面監査(監査室)及び現場監査 10月29日 スポーツ推進課・管財課

8 監査の結果

(1) 財務監査

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

改善を要すると思われる事項については、監査の際、個別に指導、助言した ところであるが、次の諸点については今後の事務事業の執行時に特に留意され たい。

- ア 関市契約規則では随意契約による場合も予定価格を定めなければならないとしている。しかし、予定価格を定めていないものが多数見受けられた。これらの中には予定価格を積算することが困難な事案もあるが、適正な契約金額であることを担保するためにもでき得る限り合理的かつ適正な予定価格を設定するよう努められたい。また、予定価格以外にも決裁に必要な項目が記載されていない起案文書が散見されたので、起案文書等は関市随意契約マニュアル等を参考に作成されたい。なお、制度所管課においては、よりわかりやすいマニュアル等の整備及び周知に努められたい。
- イ 個々の事業目的・状況を踏まえて作成すべき契約書(仕様書)等について、前年踏襲によりそのまま使用され、実態に合っていない事例が見受けられた。本来提出を求めている書類が未提出のまま担当からも催促されていないケースや提出不要の書類が提出されているケースなどである。今後は業務に合わせて具体的な仕様書等を作成すること、また、提出書類については単に受領するだけでなく、必ず精査されたい。なお、このような事例が、今回の監査対象以外の業務でも発生していないか、確認し改善されたい。
- ウ 支出負担行為として整理する時期は、「関市支出負担行為の整理区分に関する規則」で定められている。しかし、起票日が本来整理すべき日からかなり遅延しているものが多数見受けられるので、支出負担行為が形式的なものにならないよう留意されたい。
- エ 長期継続契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の特例であり、「関市長期継続契約条例」により運用されている。しかし、随意契約においては、毎年前年同様の形式的な見積合わせが行われていた。長期継続契約により、事務の効率化や経費の削減、市民サービスの向上などを図るため、長期継続契約の更なる活用について検討していただきたい。また、制度所管課においては、対象業務の拡大、制度の周知など一層の取組を望むものである。

(2) 財政援助団体等監査

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財

政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

改善を要すると思われる事項については、監査の際、個別に指導、助言した ところであるが、次の諸点については今後の事務事業の執行時に特に留意され たい。

- ア 地域委員会においては、市から複数の業務を受託等しており、それぞれの 業務ごとに基本協定書や契約書などが取り交わされているため、各々の基本 協定書や契約書などを遵守することになる。各種報告書等も各々の基本協定 書や契約書などに則り、それぞれの業務ごとに報告されるよう指導されたい。
- イ 提出書類については、単に受領するだけでなく内容についても確認し、必 ず審査されたい。また、基本協定書の内容と照合して不足する書類や記載漏 れ等については、指導や助言を行うようにしていただきたい。
- ウ 地域委員会が実施している監査が規約に則していないため、規約の見直し をされるか、規約に沿った監査が実施されるよう指導されたい。
- エ 主管課においては、指定管理業務に関する報告書類の確認や指導等が不足している部分が見受けられるので、指定管理施設の関係条例や基本協定書等が遵守されているか今一度確認を行われたい。また、指定管理者制度所管課においては、運用ガイドライン等の見直しも検討され、指定管理者制度がより効果的・効率的に運用されるよう望むものである。

(3) 工事技術監査

監査対象工事については、概ね適正に執行されていることが認められた。 また、技術士による調査結果は、別紙のとおりである。

別紙

令和3年度工事技術監査(調査)の結果について

1 実施日

令和3年10月29日

2 監査(調査)対象工事

関市民球場改修(建築・電気設備・機械設備)工事

- 3 工事技術調査業務委託機関及び調査技術者公益社団法人 大阪技術振興協会 松谷 孝広 技術士
- 4 監査(調査)の方法

工事請負契約書、設計図書等の書類調査及び現地調査

5 工事概要

関市民球場は、昭和52年4月完成から43年経過し老朽化が著しく、本工事を実施した。

- (1) 工事場所 関市塔ノ洞3885-1 (中池公園)
- (2) 工事内容
- ◇建築工事

○スタンド新築工事:鉄筋コンクリート2階建て A=2,491 m²

本部席、係員室、ミーティングルーム、 ダッグアウト、更衣室、ブルペン、

バックスタンド、内野スタンド ほか

○外構整備工事 : 外周部舗装、スコアボード改修 ほか

○グラウンド工事 : 内外野グラウンド整備、給排水設備整備、

防球ネット新設 ほか

◇電気設備工事

| ○電灯設備工事 | 1-式 |
|--------------|-----|
| ○動力設備工事 | 1-式 |
| ○構内情報通信網設備工事 | 1-式 |
| ○構内交換設備工事 | 1-式 |
| ○音響設備工事 | 1-式 |
| ○拡声設備工事 | 1-式 |
| ○誘導支援設備工事 | 1-式 |
| ○テレビ共同受信設備工事 | 1-式 |
| ○監視カメラ設備工事 | 1-式 |

| ○自動火災報知設備工事 | 1-式 |
|----------------------|----------------|
| ○屋外 構内配電·通信線路工事 | 1-式 |
| ○スコアボード設備工事 | 1-式 |
| | |
| ◇機械設備工事 | |
| ○空調機器設備工事 | 1-式 |
| ○空調配管設備工事 | 1-式 |
| ○換気設備工事 | 1-式 |
| ○自動制御設備工事 | 1-式 |
| ○衛生器具設備工事 | 1-式 |
| ○給水設備工事 | 1-式 |
| ○排水設備工事 | 1-式 |
| ○給湯設備工事 | 1-式 |
| ○消火設備工事 | 1-式 |
| ○ガス設備工事 | 1-式 |
| ○屋外給水設備工事 | 1-式 |
| ○屋外排水設備工事 | 1-式 |
| | |
| (3) 工事受注者 | |
| ◇建築工事 | |
| 青協建設株式会社 | 【第1回目で落札】 |
| 「事後審査型一般競争入札3者(1者辞退) | 予定価格事後公表 電子入札」 |
| | 【設計価格の 99.68%】 |
| ◇電気設備工事 | |
| 株式会社フタバ電興社 | 【第1回目で落札】 |
| 「事後審査型一般競争入札8者(4者辞退) | 予定価格事後公表 電子入札」 |
| | 【設計価格の 98.19%】 |
| ◇機械設備工事 | |
| 株式会社長沼水道工業所 | 【第1回目で落札】 |
| 「事後審査型一般競争入札6者(2者辞退) | 予定価格事後公表 電子入札」 |
| | 【設計価格の 99.20%】 |
| | |
| (4) 設計及び工事監理 | |
| ◇建築工事 | |
| ◇電気設備工事 各工事とも同じ | |
| ◇機械設備工事 ── | |
| | |

7

設 計:大建設計株式会社関事務所 工事監理:大建設計株式会社関事務所

(5) 事業費

◇建築工事

設計金額(税込) 1,103,481,500円

請負金額(税込) 1,100,000,000円(うち消費税及び地方消費税

100,000,000円)

落札率:99.68%

◇電気設備工事

設計金額(税込) 85,554,700円

請負金額(税込) 84,007,000円(うち消費税及び地方消費税7,637,000円)

落札率:98.19%

◇機械設備工事

設計金額(税込) 59,875,200 円

請負金額(税込) 59,400,000円(うち消費税及び地方消費税 5,400,000円)

落札率:99.20%

(6) 工事期間

◇建築工事

令和3年2月26日から令和4年3月15日まで

◇電気設備工事

令和3年2月18日から令和4年3月15日まで

◇機械設備工事

令和3年2月18日から令和4年3月15日まで

(7) 進捗状況 令和3年10月末日現在

◇建築工事

計画出来高 46.0% 実施出来高 40.0% 【計画より6.0%遅い】

◇電気設備工事

計画出来高 8.9% 実施出来高 8.0% 【計画より 0.9 %遅い】

◇機械設備工事

計画出来高 14.0% 実施出来高 20.0% 【計画より6.0 %早い】

(8) 工事監督員

◇建築工事(財務部 管財課 営繕係)

総括監督員 課長 森 慎治 主任監督員 主査 岩井 篤志

一般監督員 主任主査 松下 仁

◇電気設備工事

総括監督員 課長 森 慎治主任監督員 主任主査 松下 仁

一般監督員 技手 杉山 幹太

◇機械設備工事

総括監督員 課長 森 慎治

主任監督員 主任主査 松下 仁

一般監督員 技手 杉山 幹太

建設業法第19条の二2項により、受注者に監督者の書面通知は適正であった。

- 6 調查所見
- 6-1 書類関係
- (1) 契約保証及び前払金保証について
- ア 契約保証
- ◇建築工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

110,000,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

◇電気設備工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

8,400,700 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

◇機械設備工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

5,940,700 円

【関信用金庫 請負金額の10%以上】

- イ 前払金保証
- ◇建築工事

前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

440,0000,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

◇電気設備工事

33,600,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

◇機械設備工事

請求なく、支払いなし。

- (2) 入札状況について
- ◇建築工事

·公告日 : 令和3年1月13日

・参加申込期間 : 令和3年1月14日 ~令和3年1月22日・入札受付 : 令和3年1月26日 ~令和3年1月28日

・開札日 : 令和3年1月29日

◇電気設備工事

・公告日 : 令和3年1月27日

・参加申込期間 : 令和3年1月28日 ~令和3年2月4日・入札受付 : 令和3年2月8日 ~令和3年2月10日

・開札日 : 令和3年2月12日

◇機械設備工事

·公告日 : 令和3年1月27日

・参加申込期間 : 令和3年1月28日 ~令和3年2月4日・入札受付 : 令和3年2月8日 ~令和3年2月10日

· 開札日 : 令和 3 年 2 月 12 日

本工事は、「関市競争入札等参加者選定要綱」、「関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領」に基づき事後審査型一般競争入札に付され適正に施行されていた。また、入札は、「関市電子入札実施要領」の規定による電子入札で執行し、適正に施行されていた。

建築工事の見積期間:令和3年1月14日~令和3年1月28日であった。

(15 日間)

電気設備工事及び機械設備工事の見積期間:令和3年1月28日~令和3年2月10日であった。(14日間)

建設業法第20条第3項、建設業法施行令第6条第1項3に規定された予定価格5,000万円以上の必要な見積期間(中15日以上)必要である。

建設業法施行令第6条、ただし書きに、「やむを得ない事情があるときは、5 日以内に限り短縮することができる。」よって、適法である。

しかし、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年7月6日公布)」を鑑み、見積り期間に土日の休日を考慮し余裕日を考慮されることが望まれる。

(3) 契約関係書類

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

工事請負契約書は、『公共工事請負契約約款』に基づき適切に整備されていた。

- (4) 建設業退職金共済に関する書類
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

各受注者とも「建設業退職金共済制度」への加入がなされている。

建設業退職金共済制度の共済証紙について、受注者から掛金収納書は市に提出 されていたが、共済証紙の購入金額に係る<u>算定根拠の報告がされていなかった</u>。 近年インターネットや金券ショップ等で販売されている共済証紙から偽造証紙 が見つかるケースが報告されており、より厳格な共済証紙の管理体制の構築が必要とされている。

掛金収納書の提出時には共済証紙の購入金額の根拠についても提示するよう 受注者を指導するとともに、建設業退職金共済制度が適正に利用されるような体 制を整えられたい。

工事完成後に下受注者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認を お願いする。また、下受注者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、 本当に証紙が不必要か等の確認もお願いする。

建退共の証紙購入費は、現場管理費の率計上されている。

2) 現場管理費

(1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む)
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事. 通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- (2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租 税公課は除く

(4) 保険料

自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く),工事保険,組立保険,法定外の労災保険,火 災保険,その他の損害保険の保険料

(5) 従業員給料手当

現場従業員の給料,諸手当(危険手当,通勤手当,火薬手当等)及び賞与。ただし,本店及び支店で経 理される派遣会社役員等の報酬及び運転者,世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(6) 退 職 金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の 事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額 ※ 建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)は、建設現場で働く労働者の福祉の増進 と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」 に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退 共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあた って、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図 っている。

- (5) 工事保険契約
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

各工事とも労災保険、法定外労災補償*、賠償責任保険等に受注者が加入している。また、特記に記載しており、適正な管理状態であった。

※法定外労働災害補償制度の導入は、経営審査事項の加点項目の中でも特に大きい項目の一つです。 従業員がいる場合、法定労災には当然加入をします。法定労災以外に上乗せの労災として加入していることが経審上評価され、加点となります。

6-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計

【設計方針】

- 公認 野球規則 2.01 (競技場の設定) *1 に適合 両翼 97.5341m以上、中堅 121.918m以上等。
- ・耐久性及びメンテナンスを考慮した材料、仕上げを選定。
- ・身障者用観覧席、多目的便所を設置しバリアフリー対応。

※1 2.01 競技場の設定

競技場は、次にしるす要領により、巻頭1、2、3図のように設定する。まず、本塁の位置を決め、その地点から二塁を設けたい方向に、鋼鉄製巻尺で、127 $\stackrel{?}{?}$ $\stackrel{?}{?}$ $\stackrel{?}{?}$ $\stackrel{?}{?}$ の距離を測って二塁の位置を定める。次に本塁と二塁を起点としてそれぞれ90 $\stackrel{?}{?}$ $\stackrel{?}{?}$ $\stackrel{?}{?}$ $\stackrel{?}{?}$ を測り、本塁から向かって右側の交点を一塁とし、本塁から向かって左側の交点を三塁とする。したがって、一塁から三塁までの距離は127 $\stackrel{?}{?}$ $\stackrel{?}$

本塁から投手板を経て二塁に向かう線は、東北東に向かっていることを理想とする。

90年平方の内野を作るには、まず各ベースライン(塁線)およびホームプレート(本塁)を同一水平面上に設け、続いて内野の中央付近に投手板をホームプレートより $10\stackrel{5}{4}$ (25.4 $\stackrel{5}{4}$) 高い場所に設け、投手板の前方 $6\stackrel{5}{4}$ (15.2 $\stackrel{5}{4}$) の地点から、本塁に向かって $6\stackrel{5}{4}$ (182.9 $\stackrel{5}{4}$) の地点まで、 $1\stackrel{5}{4}$ (30.5 $\stackrel{5}{4}$) につき $1\stackrel{5}{4}$ (2.5 $\stackrel{5}{4}$) の傾斜をつけ、その傾斜は各競技場とも同一でなければならない。

本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、60%(18.288%)以上を必要とする。(1図参照)

外野は、1図に示すように、一塁線および三塁線を延長したファウルラインの間の地域である。本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は250% (76.199%)以上を必要とするが、両翼は320% (97.534%)以上、中堅は400% (121.918%)以上あることが優先して望まれる。

境界線(ファウルラインおよびその延長として設けられたファウルポール)を含む内野および外野は、フェアグラウンドであり、その他の地域はファウルグラウンドである。

キャッチャースボックス、バッタースボックス、コーチスボックス、スリーフット・ファーストベースラインおよびネクスト・バッタースボックスは巻頭1、2図のように描く。

図表中のファウルラインおよび太線で示されている諸線は、塗料、または無害かつ不燃性のチョーク、 その他の白い材料で描く。

巻頭1図のグラスライン(芝生の線)および芝生の広さは、多くの競技場が用いている規格を示したものであるが、その規格は必ずしも強制されるものではなく、各クラブは任意に芝生および芝生のない地面の広さや形を定めることができる。

【付記】

- (a) 1958年6月1日以降プロフェッショナル野球のクラブが建造する競技場は、本塁より左右両翼のフェンス、スタンドまたは左右両翼のフェアグラウンド上にあるプレイの妨げになる施設までの最短距離は325% (99.058%)、中堅のフェンスまでの最短距離は400% (121.918%)を必要とする。
- (b) 1958年6月1日以降現在の競技場を改造するにあたっては、本塁より左右両翼およびフェンスまでの距離を、前記の最短距離以下に短縮することはできない。

【軟式注】 学童部では、投手板と本塁間および各塁間の距離を次のとおりとする。塁間の距離は23 に。投手板と本塁との距離は16に。

ア 設計図書

設計図書は、「大建設計株式会社関事務所」にて作成していることを確認した。

本工事の設計図書は、適正であった。

【実施設計に使用した基準、指針】

| No | 図書の名称 | 著者 | 発行年月日 |
|----|----------------------|----------------|-------------|
| 1 | 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 | 平成 31 年 3 月 |
| 2 | 建築工事標準詳細図 | 同上 | 平成 28 年 |
| 3 | 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) | 同上 | 平成 31 年 3 月 |
| 4 | 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) | 同上 | 平成 31 年 3 月 |
| 5 | 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) | 同上 | 平成 31 年 3 月 |
| 6 | 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) | 同上 | 平成 31 年 3 月 |

(2) 工事積算

【設計でのコスト縮減】

- ・概算設計を行い全体でコスト縮減をする。
- ・見積りの実勢価格を査定し、設計単価を決定。
- 再生資材を活用。

ア 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された「大建設計株式会社関事務所」に

よって、「建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

イ 値入について

岐阜県県土整備部発行の「令和2年度実施設計書に使用する単価表」及び市 販の「建設物価」「積算資料」を使用し、関市積算ソフトにて職員が積算して いた。

また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者以上の徴取がなされていた。見積比較を経て、本工事の採用単価として積算されていた。 適正であった。なお、見積り比較表を整え、採用単価内訳書記載凡例も整え、明確にしており、適正であった。

【積算参考図書】

| No | 図書の名称 | 著者 | 発行年月日 |
|----|------------------------|----------------|---------|
| 1 | 公共工事積算基準等資料 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 | 平成 29 年 |
| 2 | 単価に関しては公表単価(建設物価、積算資料、 | 建設物価査会、経済調査会 | 令和2年7月 |
| | 建築コスト情報、建築施工単価)等参照 | | |

(3) 設計内訳書

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適切に算出作成、整備されていた。単価根拠が明確で適正であった。

- 6-3 施工に関する書類
- (1) 関係諸官庁への届出
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

各工事とも諸官庁への届出は、適正であった。

- (2) 工事カルテ
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

各工事とも工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の CORINS(工事実績情報システム)登録が行われていた。関連書類は適正に整備・ 保管されており、適正であった。

現場担当者が複数名従事していたが、若手人材育成支援のため、担当技術者と して「コリンズ登録」するよう受注者へ指導をお願いしたい。 これまで長く低迷を続けてきた建設業界であるが、各地で発生する自然災害の復興需要や東京オリンピック、また近年の景気復調による建設投資額の増加などにより、建設業界の人材不足と高齢化が深刻化している。若手人材の確保や女性職員の採用を行うべく、若手が興味を持って仕事が出来ると考える「i-Construction」への取り組みや、女性が働きやすい職場への環境改善を実施し、行政として建設業の更なる工夫及び活動について考える必要がある。

建設業界が今後とも社会的な役割を果たすには、担い手を確保し、多くの現役世代が引退する今後 10 年以内に健全な世代交代を行う事が急がれる. 同時に少子高齢化が進行し、建設後 50 年を超える社会資本が急増することも避けられない現実である為、建設就労者 1 人当りの生産性を高める「i-Construction」の推進が行政に求められる。

- (3) 設計図書の照査
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

受注者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により「公共工事請 負契約約款」に基づき設計図書の照査を行う必要がある。**岐阜県の設計照査ガイ ドラインに沿い、提出させて頂きたい。岐阜県の所定様式があれば、利用させる** こと。

- (4) 工程管理及び履行報告書
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

出来高管理として、前月までの工事施工出来高工程曲線を併記させ、工程管理 を行っていた。適正であった。

- (5) 施工計画書
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工計画書は、本工事内容に沿って記述させ、適切に作成させていた。

施工計画を活用し、段階確認立会、材料承認など、監督員の検査チェックを行い適正に管理していた。

- (6) 現場代理人、監理技術者及び主任技術者届
- ◇建築工事

現場代理人・監理技術者届及び関係書類を確認した。

◇電気設備工事

現場代理人・主任技術者届及び関係書類を確認した。

◇機械設備工事

現場代理人・主任技術者届及び関係書類を確認した。 各工事とも適切であった。

- (7) 施工体系図及び施工体制台帳
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工体系図及び施工体制台帳は、適時提出させ、整備・保管されていた。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「公共工事入札 契約適正化法 | という。) 第15条 | 、「建設業法第24条の8 | 、及び「建設産業に おける生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日建設省通知)より 元方事業者からの下請契約を確認し適正であった。

○ 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第14条の2)

○ 公共工事においては、H27.4.1以降契約を行った工事で、工事を施工するために 下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。

(建設業法第24条の8)

- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。
- 公共工事の場合は、施工体制台帳の写しを発注者へ提出することが義務づけられている。 (公共工事入札契約適正化法第15条第2項)
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事 に係るものにあっては10年間)保存することが義務づけられている。

(建設業法第40条の3、建設業施行規則第26条第2項三、建設業施行規則第28条)

【参考】(建設業法第40条の3、建設業施行規則第26条第2項三、建設業施行規則第28条) 建設業法が、一部改訂され、令和2年10月1日より次に示す内容が義務化さ れた。今後、建設業者への指導をお願いする。

※ 令和2年10月1日より

建設業法及び公共工事入札契約適正化法の一部改訂に伴い

- 建設業法第40条(標識の掲示)では、工事現場における下請の建設業許可証の掲示義務が |緩和|された。従って、今後の掲示を関市として統一周知させることが望ましい。
- 施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化された。建設キャリアップシステム (CCUS) 登録を促すことが必要となった。
- 国土交通省は、社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめた。労働者単位で の加入確認を徹底。建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録情報に基づき作成した作 業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化する。
- 元請は下請に対し、下請と個人事業主(一人親方)との関係を記載した再下請負通知書の 提出を求め、施工体制台帳に反映させる。
- 10月1日施行より、これまで任意だった|作業員名簿を施工体制台帳の書類の一つに位置付 け、特定建設業者に対し作成と現場への備え置きを義務付ける。
- 国土交通省のガイドラインは、元請が新規入場者を受け入れる際、**作業員名簿で各作業員**

の社会保険欄を確認する。作業員一人一人の社会保険加入、未加入を効率的に確認する方法として、CCUSに登録された真正性の高い情報が活用できることをガイドラインに明記した。 ○ 上記の場合、社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーなどによる確認が不要となる。

- 一人親方は法令上、社会保険の加入義務がない。事業主のため働き方改革関連法に基づく 年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。ガイドラインでは個人事業主として下請と請負契約を結び雇用保険に加入していない作業員について、元 請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請負通知書や請負契約書の提出を 求める。
- 一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。
- 作業員の適切な保険加入が確認できない場合でも例外的に現場入場できる「特段の理由」 の具体的なケースを列挙。下請に対し、実態が雇用労働者の一人親方と早期に雇用契約を締結 し、適切な社会保険に加入させることを改めて規定する。

(8) 工事材料関係の書類

◇建築工事

| No | 使用材料 | 承諾願(○印) | 試験·検査項目 |
|----|---------------|---------|---------|
| 1 | 鉄筋 | 0 | |
| 2 | SUSタラップ | 0 | |
| 3 | ダイヤレンNS | 0 | |
| 4 | 止水板 | 0 | |
| 5 | ポリシート・床下断熱材 | 0 | |
| 6 | 外構工事2次製品 | \circ | |
| 7 | 構造スリット材 | \circ | |
| 8 | 防球ネット工事使用材 | \circ | |
| 9 | 外構工事(排水工事)使用材 | \circ | |
| 10 | 外構工事 (人工芝) | \circ | |

使用材料調書①~⑩確認

◇電気設備工事

| No | 使用材料 | 承諾願(○印) | 試験・検査項目 |
|----|----------------|---------|-----------|
| 1 | 非常放送設備 | 0 | メーカー仕様による |
| 2 | 監視カメラ設備 | \circ | メーカー仕様による |
| 3 | 音響設備 | \circ | メーカー仕様による |
| 4 | 屋外 構内通信線路 | \circ | メーカー仕様による |
| 5 | スコアボード設備 | \circ | メーカー仕様による |
| 6 | 配線・配管材 | \circ | メーカー仕様による |
| 7 | 分電盤・動力盤 | \circ | メーカー仕様による |
| 8 | 照明器具 | \circ | メーカー仕様による |
| 9 | コンクリート柱・ハンドホール | \circ | メーカー仕様による |

使用材料調書①~9確認

◇機械設備工事

| No | 使用材料 | 承諾願(○印) | 試験·検査項目 |
|----|---------|---------|-----------|
| 1 | 衛生設備器具 | 0 | メーカー仕様による |
| 2 | 衛生設備配管材 | 0 | メーカー仕様による |

使用材料調書①~②確認

使用資材製品届などは工事受注者から監督員に提出され、適正に整備されていた。 工事材料承諾願や工事材料確認願などは工事受注者から監督員に提出され、適正 に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も受注者から 監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。適正であった。

- (9) 打合せに関する書類
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施されていた。 適正であった。

- (10) 検査及び品質管理について
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

工事材料使用承諾願は、受注者業者より提出させていた。 書面から判断して特に問題は認められない。

(11) 測量成果表について

本工事は、公認、市野球場施設と特異性がある。

<u>引照点から基準点を復元させ早い時期で測量成果表を提出させ、適切性の</u> 確認を行うこと。

- 6-4 建設廃棄物処理及び残土に関する書類
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事
- (1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)は、施工中で確認できなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

(3) 各工事受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合、工事完成後、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、電子媒体にて提出させていた。

「建設副産物情報交換システム工事登録証明」(一般財団法人 日本建設情報総合センター)登録工事 I Dを確認した。適正であった。

- ◇電気設備工事 登録工事 ID11651699
- ◇機械設備工事 登録工事 ID11691124

【参考】「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、「建設副産物情報交換システム (COBRIS/コブリス)」により作成する。

建設副産物情報交換システム(COBRIS)は、次のURLからログインする。

https://www.recycle.jacic.or.jp

- 次のものを添付する。
- ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し
- イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し(受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者の もの)
- ウ 廃棄物処理委託契約書の写し(受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの)
- エ 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図 写し COBRIS 登録
- オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者(処分 施設)を記載した表(フロー図等)
- カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表
- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条第1項、同条例施行規則第3条各項の規定により、工事請負契約時にリサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

- 6-5 安全管理に関する書類
- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事
- (1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業所での朝礼や職長ミーティング、KYT(危険予知訓練)記録など安全 管理に対する書類は適正であった。

すべてを確認することが出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティングで周知徹底しているとのことである。

7 現場施工状況調査における所見

現場は、分かり易い「工事概要看板」を掲示していた。

作業員は、一般車両優先徹底の意識を図り、工事占用等は、十分留意し施工していた。

- (1) 現場事務所及び工事現場は、資材等が整然とし良く管理できた状態であった。 品質の適切性が確認できた。
- 8 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手から監査時までの書類は良く整備されていた。監督員の工事受注者への適切な指導の表れと思われる。 今回は、サンプリング監査であったため、細部まで確認することはできなかったが、細かい所まで現場工事管理は、徹底、指導がなされていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

工期的に厳しい感がある。工期末は、作業員が忙しさのあまり事故が多くなる。より一層の安全管理に努めて頂きたい。

工事完成まで気の緩みなきよう、今以上の安全管理及び品質管理の徹底指導 を行い無事故、無災害で完成をお願いする。

以上

文書中の

・・・・・部分は、留意事項

・・・・部分は、提案及び要望事項

9 監査資料 別表 1 随意契約の公表状況(各課別)

| | 衣状况(合碟別) | 会和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------|-------------------|-------|-------|------|-------|-----|
| | Taxe at taxet and | | | 7月公表 | 10月公表 | 計 |
| 議会 | 議会事務局 | 3 | 3 | 3 | 0 | 3 |
| | 秘書課 | 5 | 11 | 3 | 2 | 5 |
| 市長公室 | 企画広報課 | 36 | 51 | 14 | 8 | 22 |
| | 危機管理課 | 25 | 37 | 5 | 7 | 12 |
| | 財政課 | 3 | 3 | 1 | 0 | 1 |
| | 行政情報課 | 70 | 55 | 36 | 11 | 47 |
| 財務部 | 管財課 | 37 | 49 | 21 | 11 | 32 |
| | 税務課 | 9 | 11 | 8 | 1 | 9 |
| | 契約検査課 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| | 市民協働課 | 8 | 17 | 3 | 1 | 4 |
| | 生涯学習課 | 13 | 14 | 7 | 1 | 8 |
| | 文化課 | 19 | 22 | 11 | 5 | 16 |
| | 文化財保護センター | 16 | 16 | 13 | 1 | 14 |
| 協働推進部 | スポーツ推進課 | 54 | 33 | 17 | 13 | 30 |
| 四割1年在印 | 洞戸事務所 | 9 | 11 | 3 | 2 | 5 |
| | 板取事務所 | 21 | 17 | 10 | 6 | 16 |
| | 武芸川事務所 | 8 | 11 | 6 | 2 | 8 |
| | 武儀事務所 | 11 | 13 | 6 | 2 | 8 |
| | 上之保事務所 | 18 | 16 | 10 | 3 | 13 |
| | 福祉政策課 | 83 | 81 | 82 | 4 | 86 |
| 健康福祉部 | 高齢福祉課 | 48 | 39 | 40 | 3 | 43 |
| (年/永/田/正月) | 子ども家庭課 | 37 | 55 | 31 | 11 | 42 |
| | 市民健康課 | 89 | 95 | 88 | 17 | 105 |
| | 市民課 | 16 | 13 | 7 | 3 | 10 |
| 本民理接 郊 | 保険年金課 | 9 | 9 | 7 | 1 | 8 |
| 市民環境部 | 環境課 | 54 | 53 | 25 | 12 | 37 |
| | 清掃事務所 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 商工課 | 6 | 5 | 2 | 2 | 4 |
| 産業経済部 | 観光課 | 28 | 45 | 13 | 8 | 21 |
| | 農林課 | 40 | 88 | 16 | 23 | 39 |
| | 建設総務課 | 4 | 1 | 4 | 0 | 4 |
| | 都市計画課 | 40 | 42 | 9 | 3 | 12 |
| 基盤整備部 | 土木課 | 0 | 43 | 30 | 4 | 34 |
| | 水道課 | 25 | 28 | 4 | 6 | 10 |
| | 下水道課 | 106 | 109 | 56 | 15 | 71 |
| 会計管理者 | 会計課 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 教育総務課 | 69 | 63 | 23 | 11 | 34 |
| ******** | 学校給食センター | 6 | 16 | 6 | 0 | 6 |
| 教育委員会 | 学校教育課 | 11 | 35 | 27 | 0 | 27 |
| | 関商工 | 20 | 19 | 0 | 7 | 7 |
| | | 1058 | 1235 | 649 | 207 | 856 |

別表 2 随意契約の種別及び監査件数

| 11 - 1 - 1 - 1 - 1 | | | | | |
|--------------------|------------|-----|---------------|------------|-----|
| 委託料 | 随意契約の公表件数 | 584 | 役務費 | 随意契約の公表件数 | 26 |
| 安礼符 | 抽出して監査した件数 | 82 | 仅伤負 | 抽出して監査した件数 | 7 |
| 工事請負費 | 随意契約の公表件数 | 23 | 使用料及び | 随意契約の公表件数 | 47 |
| 工事明只真 | 抽出して監査した件数 | 3 | 賃借料 | 抽出して監査した件数 | 13 |
| 修繕料 | 随意契約の公表件数 | 91 | 原材料費 | 随意契約の公表件数 | 13 |
| 修穡科 | 抽出して監査した件数 | 14 | 床的 籽镇 | 抽出して監査した件数 | 1 |
| 修繕料以外 | 随意契約の公表件数 | 49 | 総数 | 随意契約の公表件数 | 856 |
| の需用費 | 抽出して監査した件数 | 12 | 朴心 女 人 | 抽出して監査した件数 | 137 |
| 備品 | 随意契約の公表件数 | 23 | | | |
| 購入費 | 抽出して監査した件数 | 5 | | | |

別表3 指定管理施設の概要等 ア 指定管理の状況

| 施設名 | 指定管理者名 | 指定区分 | 指定期間 | 基本協定 の締結 | 令和3年度 年度協定 の締結 |
|----------------|------------------------|-----------|-------------------------|-------------|----------------------|
| 旭ヶ丘ふれあいセンター | あさひ夢のま ち協議会 | 特定者指名 | R3. 4. 1~ R8. 3. 31 | R3. 3. 24 | R3. 3. 24 |
| 富岡ふれあい センター | 富岡ふれあい まちづくり委 員会 | 特定者 指名 | R3. 4. 1~ R8. 3. 31 | R3. 3. 24 | R3. 3. 24 |
| 道の駅むげ川 | 株式会社むげ川 | 特定者指名 | H29. 4. 1~ R4. 3. 31 | Н29. 3. 1 | R3. 3. 26 |
| 武芸川スポーツ公園等 | 武芸川まちづ くり委員会 | 特定者指名 | H31. 4. 1∼ R6. 3. 31 | Н31. 4. 1 | R3. 4. 1 |

イ 令和3年度の指定管理料(委託料)

| 施設名 | 指定管理料 | 支払回数 | 支払状況 |
|-------------|---------------|------|------------------|
| 旭ヶ丘ふれあいセンター | 4,510,000円 | 2回 | 4月、10月 |
| 富岡ふれあいセンター | 4,413,000 円 | 2回 | 4月、10月 |
| 道の駅むげ川 | 4, 107, 000 円 | 4回 | 4月、7月、10月、 1月 |
| 武芸川スポーツ公園等 | 7, 980, 000 円 | 2回 | 4月、10月 |

ウ 各施設の利用者状況

| 施設名 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|------------|------------|-----------|
| 旭ヶ丘ふれあいセンター | 12,364 人 | 12,935 人 | 5,571 人 |
| 富岡ふれあいセンター | 7,088人 | 13,824 人 | 5,955 人 |
| 道の駅むげ川 | 197, 513 人 | 197, 786 人 | 147,797 人 |
| 武芸川スポーツ公園 | 3,695 人 | 2,634 人 | 3,815人 |
| 武芸川西グラウンド | 6,782 人 | 6,201 人 | 8,320 人 |
| 武芸川テニスコート | 5,392 人 | 4,578 人 | 5,802 人 |
| 武芸川体育館 | 27, 369 人 | 13,520 人 | 1,205 人 |